

Q15 外環本線の都市計画線内にある土地は、都市計画法第67条による先買い権の規制により、売買が自由にできないのでしょうか。

A15 ○この規定は、一般的に、都市計画事業の施行にあたり、外環本線の都市計画線内にある土地建物等を譲渡する場合に、当該土地建物等、その予定対価の額、当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方等について施行者に書面による届け出を義務づけているものです。

○用地買収させていただく部分については、既に施行者が測量や説明等をさせていただいているところですが、ご不明な点がございましたら、お気軽に施行者へご相談ください。

○東京外環（関越～東名）は、地下にトンネル構造で建造されますが、そのトンネル直上の方も対象となります。ただし、実態としては、大深度地下の使用を認可された箇所については、事業の施行のため土地建物等を施行者が買い取りさせていただくことはありませんので、一両日中に施行者は「買い取りはいたしません」という回答を行い、その後の売買は自由となります。

○また、区分地上権を設定させていただく箇所については、順次、施行者が測量や説明等に着手させていただいているところですが、ご不明な点がございましたら、お気軽に施行者へご相談ください。

○申請書につきましては、東京外かく環状国道事務所のホームページに掲載されています。（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gaikan/toiawase/67jou.pdf>）
（A4縦様式1枚）

○なお、事業完了後は、都市計画法第67条は解除されます。

○お手数をおかけしますが、ご協力の程、よろしく申し上げます。